

令和2年 第5回別海町教育委員会議 会議録

- 1 開催日時 令和2年3月30日(月)
10時00分から10時40分まで
- 2 開催場所 別海町役場 4階第2委員会室
- 3 出席者 (4名)
教育長 登 藤 和 哉
教育委員 大 塚 保 男
教育委員 木 村 江 里
教育委員 粥 川 一 芳
- 4 出席職員 (13名)
教育部長 山 田 一 志
教育委員会部次長 石 川 誠
指導主幹 住 吉 幹 城
指導参事 根 本 渉
学務課長 入 倉 伸 顕
学務課主幹 池 田 卓 也
学務課主査 佐 藤 亮
学務課主査 大 山 晋 作
中央公民館長 内 山 宏
中央公民館副館長 浦 山 佳代子
西公民館長 田 村 康 行
東公民館長 福 原 義 人
図書館長 新 堀 光 行
- 5 議事日程 議案第1号 教育職員の業務量の適切な管理等に関する教育委員会規則
の制定について
議案第2号 別海町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の
制定について
議案第3号 別海町教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令の制
定について

－【開 会】－

教育長
(登藤和哉君)

お疲れ様でございます。
ただいまから令和2年第5回の別海町教育委員会議を開会いたします。

本日の出席者は4名ですので、別海町教育委員会会議規則第5条の定足数に達していますので、会議の成立を宣言いたします。

開会に当たりまして、私のほうから一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

今日は、年度末のご多用のところ、このようにお集まりいただき、大変ありがとうございます。

町内の卒園式や卒業式も、過日すべて終了したところであります。

本来であれば、皆さんでそれぞれ手分けをして出席していたところでございますが、新型コロナウイルスの感染拡大予防のため、残念ながら出席することはできませんでした。子供たちの門出を拝見することができず、非常に残念でございます。

また、先週、町内全ての幼稚園、小学校、中学校で、令和元年度の修了式が行われました。各幼稚園、小学校、中学校の先生方のご指導と、保護者、地域の皆様、そして教育委員の皆さんをはじめとした関係者皆様のご支援、ご協力により、令和元年度も終了いたしました。ただ、新型コロナウイルスの今後の見通しは未だ不透明で、先行き不安があります。関係者が一丸となって、この難局を乗り越えたいという風に考えております。我々としましては、いつ平時に戻っても構わないよう、これから新年度に向けてしっかりと準備をしていきたいと思っております。

それでは、本日の日程に入らせていただきます。

はじめに、日程第2、前回会議録の承認についてでございます。

－【前回会議録の承認】－

教育長
(登藤和哉君)

令和2年第4回の会議録について、事前に委員の皆様方に事務局から送付しておりますので、訂正御意見等がありましたら発言をお願いします。

(「なし」の声あり)

教育長
(登藤和哉君)

それでは、なければ、承認することとしてよろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長
(登藤和哉君)

それでは、第4回の会議録について承認することといたします。

－【報 告】－

続きまして、日程第3、報告に入ります。

3月18日に開催いたしました、第4回教育委員会議から本日まで

教育部長
(山田一志君)

の行事や実施事業等について事務局から報告をお願いいたします。

それでは、私のほうから3月18日に開催されました第4回教育委員会会議以降、本日までの主な行事や実施事業等について、お配りしております資料によりご報告申し上げます。

同日ですけれども、13時15分から第3回戦略会議、第2期まち・ひと・しごと総合戦略、これが101会議室で開催されております。

翌19日に、13時30分から定例校長会議が、役場301会議室で開催されております。

そして3月23日に、13時から第3回社会教育委員の会議が、役場101会議室で開催されております。

そして本日、第5回教育委員会会議の開催となっております。

以上です。

教育長
(登藤和哉君)

それでは次に、日程第4議事に入ります。

議案第1号教育職員の業務量の適切な管理等に関する教育委員会規則の制定について、事務局から説明をお願いします。

学務課主査
(佐藤亮君)

議案第1号教育職員の業務量の適切な管理等に関する教育委員会規則の制定について説明いたします。

本案につきましては、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正により、文部科学大臣が定めた公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針において、教育職員のサービスを監督する教育委員会が、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する指針を規則で定めることが規定されたことから、新たに規則を制定するものです。

議案の1ページをお開きください。

議案第1号教育職員の業務量の適切な管理等に関する教育委員会規則の制定についてです。

1ページから3ページまで規則を記載しておりますが、議案の朗読は省略させていただき、議案資料により説明いたします。

議案資料の1ページをお開きください。

こちらは、改正された法律の概要について掲載しております。

まず、上段の趣旨についてです。

公立の義務教育諸学校等における働き方改革を推進するため、教育職員について、1年単位の変形労働時間制を条例により実施できるようにするとともに、文部科学大臣が教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を策定及び公表することとなっております。

趣旨の後半に記載のとおり、改正された法律において、文部科学大

臣は指針を策定することとなっております。

なお、改正後の法律の条文については、下段のとおり第7条として指針の策定等が新設されています。

次に2ページをお開きください。

こちらは、文部科学大臣が策定した指針です。

教育職員のサービスを監督する教育委員会が講ずべき措置が規定されております。

4ページをお開きください。

下段の第4服務監督教育委員会が講ずべき措置の括弧1をご覧ください。

本指針を参考にしながら、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針、以下上限方針というを、教育委員会等規則で定めることとなっております。

この規定に基づき、別海町教育委員会の規則を新たに定めることといたしました。

7ページをお開きください。

こちらは、別海町教育委員会で新たに制定する教育職員の業務量の適切な管理等に関する教育委員会規則の概要です。

この資料により、規則の各条文の概要について説明させていただきます。

四角で囲んでいる部分が規則の条文となり、その上段が概要となります。

まず第1条です。

趣旨として、この規則は、別海町立学校教育職員の業務量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るため必要な措置に関する事項を定めていることを規定しています。

次に第2条の第1項です。

ここでは、教育職員の業務時間について、上限を定め、その範囲内になるよう取組を行うことを規定しています。

そして、上限時間は、教育職員が業務を行う時間から正規の勤務時間を除いた時間で、1か月45時間、1年360時間にすることとしています。

8ページをお開きください。

第2条の第2項です。

第1項の例外として、児童生徒等に係る臨時的な事情により業務を行わざるを得ない場合、上限時間は1か月100時間、1年720時間、連続する複数月の平均を80時間、1か月45時間を超える月は

年間6か月とすることを規定しています。

次に第2条の第3項です。

第2条の第1項及び第2項のほか、必要な事項は別に定めることと
しています。

最後に附則です。

この規則は、令和2年4月1日から施行します。

なお、第2条第2項における連続する複数月の対象は、令和2年4
月以降の期間とする経過措置を規定しています。

以上で議案第1号の内容説明とさせていただきます。

教育長
(登藤和哉君)

ただいま、内容説明が終わりましたので、委員の皆様方の御質問や
ご意見等をお受けしたいと思います。

(「異議なし」の声あり)

教育長
(登藤和哉君)

なければ採決をさせていただきたいと思います。

議案第1号について原案のとおり可決することに御異議ありません
か。

(「異議なし」の声あり)

教育長
(登藤和哉君)

異議がないようですので、議案第1号については原案のとおり決定
することといたします。

続きまして、議案第2号別海町教育委員会事務局組織規則の一部を
改正する規則の制定について、議案第3号別海町教育委員会事務専決
規程の一部を改正する訓令の制定についての2件については関連がご
ざいますので、一括議題とさせていただきます。

内容について、事務局から説明願います。

教育部長
(山田一志君)

これから審議をいただく議案第2号、第3号については、今回4月
1日からですね、学務課を新たに2つに分けることとなりますが、そ
ういったことからの必要な規定等の改正ということとなりますので、
そこに至った経過についてですね、概要を私の方からまず先に説明さ
せていただこうと思います。

まず、教育委員会学務課の変遷についてご説明させていただきます。

学務課につきましては、平成17年度の機構改革に伴いまして、平
成16年度時点の教育委員会総務課及び学校教育課を統合し、平成1
7年度から教育委員会総務課となりました。

翌年の平成18年度から、名称を総務課から学務課へ変更してござ
います。

また、平成17年度、18年度の2年間では、教育委員会総務課内
に学校適正化計画等担当の特命課長を配置し、本町の少子化が進む中
で将来を見据えた教育環境の確保を考え、平成17年11月に別海町

立小中学校適正配置計画を策定した経過がございます。

その後、これまで学務課として業務を行っております。

近年、教育委員会を取り巻く状況といたしまして、各関係機関から発出される各種調査をはじめ、新たに必要とされる取り組みにより、教育委員会内の業務がこれまでと比べ増加し、特に学務課におきましては、総体の業務量が増えている実情にあります。

学務課総務担当では、別海高校支援事業やコミュニティースクールに関する業務に加え、学校における働き方改革に基づく業務が増加しております。

学務課学校教育適正化等担当では、近年の社会情勢を背景としてアレルギー対応連絡協議会の設置、通学路交通安全プログラムの作成、また、これに係る別海町通学路安全推進会議の設置など、そして新学習指導要領に基づく指導体制方式に向けた業務、また、ALTを4名体制としたことに伴う関係諸業務に加え、次年度は小中学校適正配置計画に基づく学校統廃合及び小中一貫の具体的な検討をつめる必要があります。

学務課施設担当では、3名のうち1名は生涯学習センター準備室と兼務、また、1名は新学校給食センター建設の完了により、次年度からは少し負担減とはなりますが、学校給食センター業務と併任ということになっております。また、来年度からはGIGAスクール構想の実現に向けた取り組みが必要という風にもなります。

一般情勢を総合的に勘案し、組織機構の見直しとして学務課の事務分掌を分け、新たに学校教育課を設置し、課長を新たに増員という風にするものでございます。

学務課長は、総務担当及び施設担当の事務事業を分掌するとともに、学校給食センター長を兼務させます。

また、学校教育課長は、学校教育適正化等担当及び教育支援担当の事務事業を掌理するとともに、幼稚園型認定こども園担当課長を兼務させるものであります。

このような組織機構の見直しを行うもので、それに関係いたしましてこの後、佐藤主査の方から規定等の事務改正について説明をさせたいと思います。よろしく願いいたします。

私からは以上です。

学務課主査
(佐藤亮君)

それでは、議案第2号及び議案第3号について、一括して内容を説明いたします。

この2つの議案は、学校教育課の設置に伴い、関連する規定を改正するものです。

議案の4ページをお開きください。

別海町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定についてです。

こちらは、新たに設置される学校教育課を、教育委員会事務局の組織に追加するとともに、学校教育課の事務分掌の追加を行うものです。

次に6ページをお開きください。

議案第3号別海町教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令の制定についてです。

こちらは、学校教育課長の専決事項を追加するための改正となっています。

この2つの議案については、朗読を省略させていただき、ここから議案資料により説明いたします。

議案資料の9ページをお開きください。

別海町教育委員会事務局組織規則の新旧対照表です。

表の右側が改正前、左側が改正後となります。

まず第2条の改正ですが、こちらは、教育委員会事務局の組織に学校教育課を第2号として追加するものです。

次に第6条の改正です。

学務課の事務分掌の一部を、学校教育課の事務分掌に移行するため、第11号から第15号まで、第17号から第20号までと第22号を削除するとともに、第16号の文言を一部改めるものです。

10ページをお開きください。

第7条です。

こちらは、学校教育課の事務分掌として、学務課の事務分掌の一部を移行するとともに、新たな内容の追加等を行い、第1号から第16号まで規定しています。

その他、事務分掌の改正に伴い、条の繰り下げ等を行っています。

12ページをお開きください。

別海町教育委員会事務専決規程の新旧対照表です。

第5条の専決事項に関する規定の改正となっています。

まず、2学務課長です。

学務課長の専決事項の一部を、学校教育課長に移行するため、第8号、第11号、第12号を削除します。

次に3として学校教育課長を追加します。

第1号から第4号まで規定していますが、このうち第2号から第4号は、学務課長から移行した専決事項となっています。

そして、3に学校教育課長を追加することに伴い、生涯学習課長を

4に変更します。

また、今回の改正と併せて、現在置かれていない職である社会体育課長を削除し、その専決事項を生涯学習課長に移行します。

以上で議案第2号及び議案第3号の説明を終わります。

教育長
(登藤和哉君)

ただいま、内容説明が終わりましたので、皆様方から御質問等を受けたいと思います。何かありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長
(登藤和哉君)

なければ採決をさせていただきたいと思います。

議案第2号及び第3号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長
(登藤和哉君)

異議がないようですので、議案第2号及び第3号については原案のとおり決定することといたします。

－【その他】－

教育長
(登藤和哉君)

それでは、議事については以上となりますので、日程第5その他に入ります。

事務局から何かありませんか。

教育部長
(山田一志君)

私の方からですね、4月6日に予定をされております、小学校、中学校の入学式の対応等についてですね、少しお話をさせていただきます。

まず、現在、新型コロナウイルスですけれども、道内においても依然として流行が終息していないということで、大変憂慮すべき状態が続いております。

このことを踏まえまして、感染症対策を徹底した上で、新学期から安全に教育活動を実施するために、留意すべき事項などについて、令和2年3月27日付けで北海道教育委員会教育長から通知がありました。この通知を受けまして、本町としても感染症対策を徹底した上で、新学期から安全に教育活動を実施するという方向で決定をしているところであります。これを踏まえまして、予定通り4月6日に午前が小学校、午後が中学校ということで、そして翌7日に幼稚園型の認定こども園、こちらでも入園式を実施するというような運びとなっているところであります。

若干経過について説明させていただきますと、新型コロナウイルス感染症への対応に係るテレビ会議ということで、3月26日にですね、根室教育局のほうで管内の教育長が集まりまして、全道の教育長と繋がりをしまして、テレビ会議を行っております。

その中で、学校再開にあたっての留意事項等について示されて、内

容について協議が行われております。その会議が終わった後にですね、根室管内の教育長の話し合いというようなことで、登藤教育長にその場を作っていただいて、管内の統一的な考え方、方向性をぜひ示そうじゃないかというようなところでですね、協議をしていただいております。

そしてその後、3月27日なのですが、町の校長会の事前協議会、この中でその内容についても協議させていただきました。

そういった協議を踏まえて決定した内容についてですが、基本的に別海町の対応というようなことで、町内の全校が一律の考えに基づいて式典を実施すると決定しております。大きな部分では、式の時間短縮、それから感染拡大の防止、このことについて特に注意を払って実施していただくというような内容になっております。

まず、入学式、入園式の出席者につきましては、入学生又は入園児、そして保護者1名、そして教職員ということにさせていただきます。ですから、在校生と来賓については出席をしないというような内容になっております。来賓として出席できるのは、PTA会長1名ということになっております。そして、式歌は歌わない、あと国歌、校歌についてはピアノ又はCD等による伴奏、演奏によるものとする、というようにしています。あと、新入学生、入園児の全員の呼名は行う、そして来賓等の挨拶の部分ですが、学校長の式辞、そしてPTA会長の祝辞とさせていただきます。あと、中学校においての誓いの言葉等を行うこととしております。あと、式典については、この休み中には練習は行わない、当日のみの実施としております。そして、その他としてですが、風邪等の症状がある方については出席をご遠慮願う、また、感染防止のためにマスクの着用の義務付け、臨時での手指消毒の徹底という風に、このことをお願いしているということにしております。

それから卒業式と同様ですね、根室管内統一的な方向性ということで、複数のクラスの学年、学校につきましては、1クラス単位の形で分散して実施をしていただくというようなことで、その体育館の中で1人1人の間隔についてしっかりと確保できるような体制を整えて実施するというようにしております。

あとは、その他としてですね、当日の咳エチケットの決定ですとか、あとは当日の学校の玄関先の健康観察シート、こういったもので健康状態を確認するというようなこと等についても行うこととしております。

おおむね、卒業式を行った体制と同じような形で実施するというような内容になっておりますので、当初各委員さんたちにもですね、そ

それぞれ学校に出向いていただいて、小中とも入学式に参列をいただくというようなご案内を申し上げておりましたが、このようなことになりましたので、出席の方を見合わせていただくという風に変更しておりますので、ご了承いただきたいと思います。

私の方からは報告は以上です。

教育長
(登藤和哉君) ただいま部長の方から4月6日の件について色々説明がありましたが、委員の皆様方から確認したい点等がありましたら、お受けしたいと思います。

教育委員
(大塚保男君) 入学式についてはわかりました。

教育部長
(山田一志君) 始業式の動きについても聞かせてください。

教育部長
(山田一志君) 始業式については、細かいところまでは教育委員会としてこうしてくれというのはありませんが、事前協議会で出されていた意見としては、例えばクラス、教室の中ですね、子供たちがいる中で、放送等による始業式というような形で行うというようなことを検討されている学校もあるようです。あと、規模の小さい学校では、体育館に集まって行くことも可能な学校はあるようですが、例えば中央小、中のように児童生徒の多い学校については、教室で放送等により始業式を行う方法も検討しているという風に聞いております。

教育委員
(大塚保男君) 規模の大きい中央小、中央中学校については、教室と体育館では、児童生徒が集まったときの密度としてはどちらが広いのでしょうか。

教育部長
(山田一志君) 体育館で児童生徒が集まって行くほうが間隔をとれるのではないかと考えたのですが、基本的には教室で行うということですね。

教育部長
(山田一志君) ただ、この間協議した段階では最終決定ということでは聞いておりませんので、いずれにしても換気の徹底だったり、1人1人の間隔を取るとかというようなことを、それらを考慮していただいた中で行っていただくということでお願いをしております。

教育委員
(大塚保男君) 全道的にも各地で学校がスタートすると思われませんが、やはり懸念されるのは学校での対策になると思います。

学務課長
(入倉伸顕君) 今お話がありましたように、細心の注意を払いながら対応する、進めていくという統一見解になっているということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

教育部長
(登藤和哉君) 併せて、9日に予定されています校長教頭合同会議についてはどのように考えておりますか。

学務課長
(入倉伸顕君) 4月9日、開催予定しております合同会議は、予定通り実施いたします。

教育部長
(登藤和哉君) その他ありませんか。

教育委員
(木村江里君) 入学式が私も気になっていたのですが、良い対応ではないかと思ひます。それともう一点、校長会の集まりがあつたと思うのですが、養護教諭の方は、年度が始まるときに集まりはあるのでしょうか。

学務課長
(入倉伸頭君) 例年、年度当初に養護の先生方が集まる養護担当者会議等があるわけですが、それについては今のところ予定通りの開催を考えております。最終決定ではないですが、開催して取り組んでいきたいと考えております。

教育委員
(木村江里君) 学校が始まる前の開催ではなく、始まってからということでしょうか。

学務課長
(入倉伸頭君) 例年、学校が始まってから開催しておりますので、学校開催後、例年通りの日程での開催を考えています。

教育委員
(木村江里君) 入学式が行われ、そして、始業式があり、学校がスタートしていく流れの中で、最初に登校してくるときから消毒薬の置き場所なり、うがいの場所、水場が人数に対して少ない所と、確実にできる所がある必要性を感じます。インフルエンザが蔓延したときに確か中央中学校だと思ひます。養護の先生が、子供たちが学校に来た時に最初にうがいをさせる、うがいをしてから教室に行かせるという対応を取られた先生がいらつしたと思ひます。次に手指、手の消毒ですが、アルコールとか次亜塩素酸の消毒液の方の確保等の確認をされた方がよいと思ひます。次に教室に入りますと、一番は換気になってくると思ひます。喚起を行う時間帯、何時間ごとにと、確か学校教育法か何か決まりがあると思ひます。その徹底をしていただきたいなという気持ちがあります。よろしくお祈ひします。

学務課長
(入倉伸頭君) 貴重なご意見ありがとうございます。

今、木村委員がおつしたことについては、国や道の方からアルコール消毒を徹底してください、そしてアルコールがない場合には次亜塩素の方で消毒してください、更には3つの要素、換気ですとか、密室ですとかそういった部分に気を付けながら進行してくださいというような通知文書がその都度きてお祈ひして、それを各学校に具体的な説明は校長会の事前協議会を通して、校長会の役員を通してお知らせしているのと、学校にその都度通知文書を送っております。

特に衛生管理が必要な部分については校長、教頭、事務の他にも、これは必要と思ひ文書については養護の先生にも送るようにして対応しています。このような状況なのでタイムリーな情報が来ております。教育委員会事務局としても、その場その時に必要な判断をしながら適切に担当者の方に届けるようしております。

教育委員
(木村江里君)

いずれにしても、新年度が始まってから万全の態勢で取り組めるように教育委員会、そして学校、幼稚園一体となって取り組んでいきたいと考えております。よろしくお願いします。

やはりまだまだ寒い時間帯があると思いますので、子供さんの中には寒がったり、嫌がられることもあると思いますが、養護の先生、担任の先生方にそれを言っていつて頂きたいと思いました。よろしくお願いします。

御家庭にも、それに対応する服装を子供さん方によりしくお願いしたいと思います。

教育長
(登藤和哉君)

その他何かご意見なければ、その他なんですけれども、その他何か事務局からありますか。

教育部長
(山田一志君)

3月31日付で退職する職員がおりますので、少しお時間をいただいで挨拶をさせたいと思います。

中央公民館の副館長、浦山佳代子です。挨拶をさせますので、よろしくお願いします。

中央公民館副館長
(浦山佳代子君)

改めまして、中央公民館の浦山です。この3月31日をもちまして、別海町役場を退職することになりました。大塚委員はじめ、粥川委員、木村委員、本当にお世話になりました。

教育行政としては、中央公民館4年間と、学務課3年間の合わせて7年間お仕事させていただきました。

教育に関する仕事というのは、目に見える箱もの作る他にも、成果がすぐ出なかったりとか、なかなか認めてもらえないものが多いと思います。皆様の方で、別海町の教育を更に盛り上げていただければと思います。お世話になりました。

教育長
(登藤和哉君)

お疲れ様でございました。

そのほか事務局は何もありませんか。

中央公民館長
(内山宏君)

本日ですね、お手元の方にお配りさせていただきました3公民館で実施している乳幼児のすくすく学級の活動記録の文集とですね、中央で行っているチャレンジスクールと寿大学の1年間の活動記録を載せた文集を配付させていただきました。後ほどご覧いただきたいと思ひます。

教育長
(登藤和哉君)

そのほか何か事務局の方からありませんか。

(その他なし)

教育長
(登藤和哉君)

なければ、委員の皆様せつかくの機会でございますので、何か確認したい点等ありませんでしょうか。

教育委員
(木村江里君)

これから、3月、4月、人の移動が多く出てくると思ひます。

学校の先生方、自衛官の方々、大学生なり卒業生、会社の人事異動

等と出てきて人の流れが出ると思います。春休みの時点から札幌だけでなく、東京、大阪から移動する方や、学生さんが地元に戻ってくるようなことが出てきておまして、その方たちがこの町の医療機関を受診するというお話があります。

その時に、ご自身が直接そういうところからというので、自分の今の状態をきちんと報告して受診してくださる方もいるのですけれども、そういった配慮も必要ですが、この先は、それよりも転校した子供たちが、都会ではかなり感染地から移動してきたのをいじめたまではいかなくても、かなりシビアな対応を取られているお子様もいると聞きますので、学校現場でもそのようなことがありましたら、気を配っていただきたいと思いました。

よろしくお願いします。

教育部長
(山田一志君)

この間の分散登校なんかもそうなのですが、今回のウイルスに対する正しい知識ですとか、それを要因とするいじめだとか、そういったことのないような教育といたしますか、指導する時間等も設けておりますので、改めてまた機会があればですね、今おっしゃられていたことを伝えるようにしたいと思います。いずれにしても、そういったことの対応を取っておりますので、ご安心いただければと思います。

教育長
(登藤和哉君)

そのほか委員の皆様方、何かありませんか。

(その他なし)

教育長
(登藤和哉君)

なければ、これをもちまして本日予定していた案件についてはすべて終了いたしました。

これをもちまして、第5回教育委員会議を閉会いたします。

皆様、大変お疲れ様でございました。

—【閉 会】—